

社会保障審議会 介護給付費分科会（第219回）	資料 4
令和 5 年 7 月 10 日	

# 短期入所生活介護

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 短期入所生活介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 現状と課題及び論点



1. 短期入所生活介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 現状と課題及び論点

# 短期入所生活介護の概要・人員基準・設備基準

## 定義

短期入所生活介護とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

## 必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

### ○ 人員基準

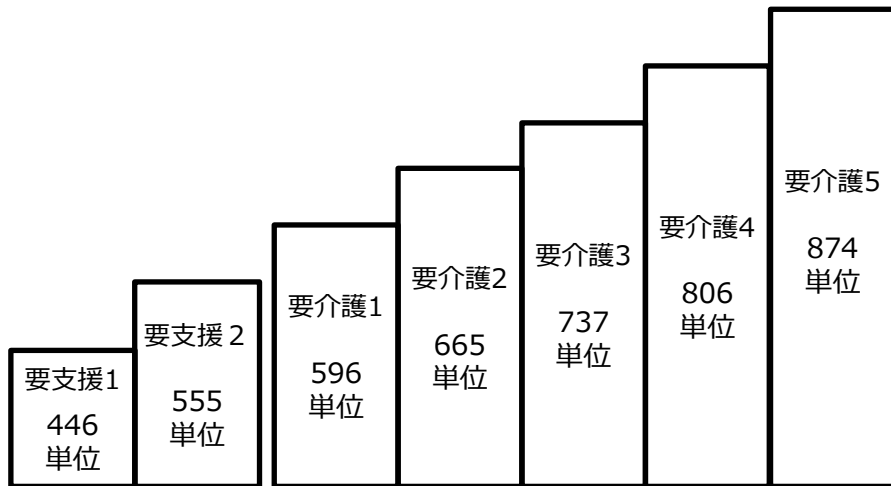
医師	1 以上
生活相談員	利用者100人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
介護職員又は看護師若しくは准看護師	利用者3人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
栄養士	1人以上 ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる
機能訓練指導員	1 以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

### ○ 設備基準

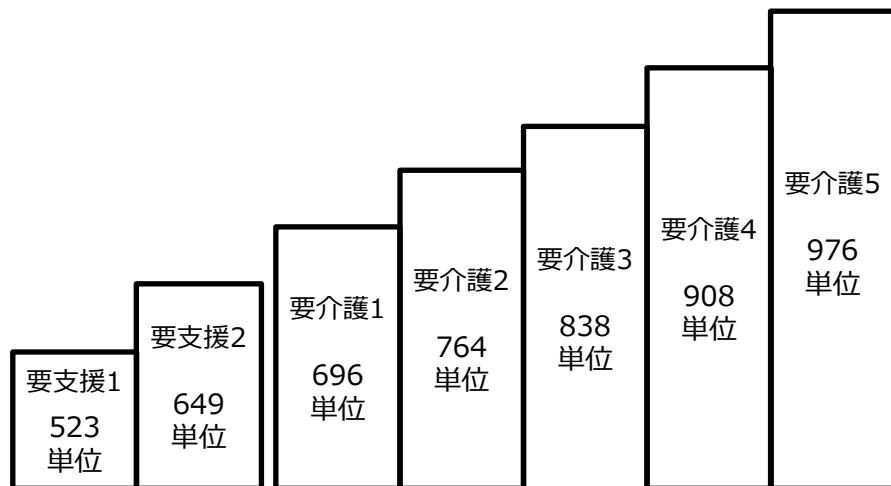
利用定員等	20人以上とし、専用の居室を設ける ※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる
居室	定員4人以下、床面積（1人当たり）10.65㎡以上
食堂及び機能訓練室	合計面積3㎡×利用定員以上
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室が必要	

# 短期入所生活介護の報酬

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費  
(特別養護老人ホーム等との併設で従来型個室・多床室の場合)



利用者の要介護度等に応じた基本サービス費  
(特別養護老人ホーム等との併設でユニット型個室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施  
(56単位/日)

専従の機能訓練指導員を配置  
している場合 (12単位/日)

看護体制の充実  
(4単位/日、8単位/日※)  
※要介護3以上の利用者を70%以上受け  
入れる事業所の場合(定員要件により単位  
数は異なる)  
(12(6)単位/日、23(13)単位/日★)

手厚い健康管理と医療との連携  
(58単位/日★)

在宅中重度者の受入体制強化  
(421・417・413・425単位/日★)

送迎を行う場合(片道184単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定  
割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

- ・介護福祉士8割以上若しくは  
勤続年数10年以上3.5割以上：22単位/回
- ・介護福祉士6割以上：18単位/回
- ・介護福祉士5割以上、常勤職員7.5割以上若しくは  
勤続年数7年以上3割以上：6単位/回

定員を超えた利用や人員配置  
基準に違反 (▲30%)

外部のリハビリテーション専門職が  
連携して、機能訓練のマネジメン  
トを実施(100・200単位/月)

※個別機能訓練加算を算定している場合、  
0・100単位/月

夜勤職員の手厚い配置

※看護職員又は喀痰吸引等実施ができる介護職  
員を配置している場合、括弧内の単位を算定  
(ユニット型以外：13(15)単位/日)  
(ユニット型：18(20)単位/日)

緊急の利用者を受け入れた場合

(90単位/日★)

認知症高齢者への専門的なケア

(3・4単位/日)

若年性認知症利用者の受入

(120単位/日)

BPSDへの緊急対応

(200単位/日)

療養食の提供 (8単位/回)

介護職員処遇改善加算

(Ⅰ)8.3% (Ⅱ)6.0% (Ⅲ)3.3%

介護職員等特定処遇改善加算

(Ⅰ)2.7% (Ⅱ)2.3%

長期間の利用者へのサービス  
提供 (▲30単位/日★)

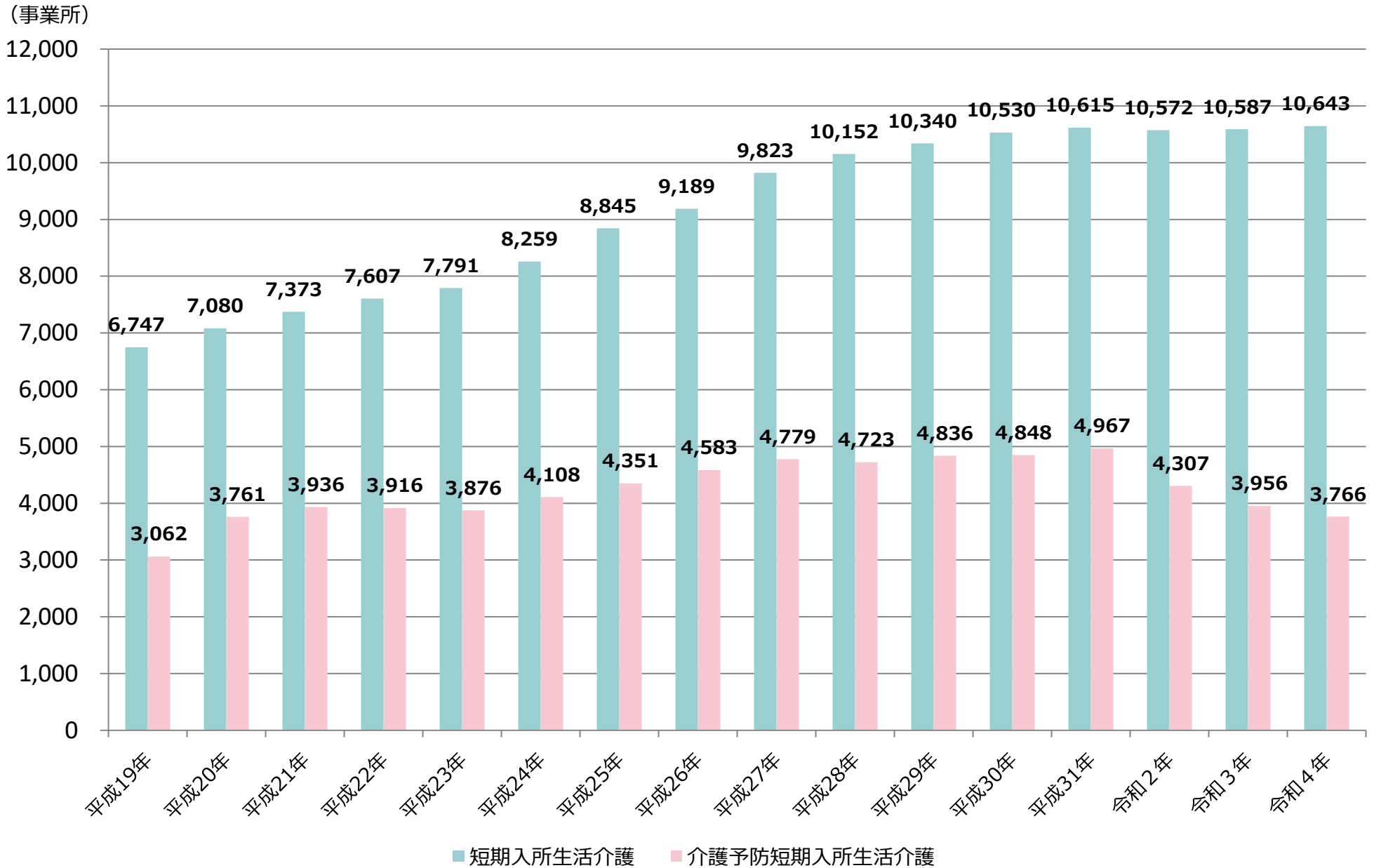
※★は介護予防除く。加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

# 短期入所生活介護の算定状況

	単位数	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)	算定回数・日数 (単位：千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定単位数 (単位：千単位)
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	7	0.1%	0.1	0.0%	5
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	238	2.2%	4.2	0.1%	711
機能訓練体制加算 *	12	3,756	35.2%	1,372.4	37.2%	16,469
個別機能訓練加算 *	56	579	5.4%	98	2.7%	5,486
看護体制加算（Ⅰ） *	4	2,924	27.4%	1,058.6	28.7%	4,234
看護体制加算（Ⅱ） *	8	2,768	26.0%	1,062.1	28.8%	8,497
看護体制加算（Ⅲ） *	12(6)	767	7.2%	388.1	10.5%	3,925
看護体制加算（Ⅳ） *	23(13)	832	7.8%	417.5	11.3%	8,459
医療連携強化加算 *	58	338	3.2%	19.7	0.5%	1,145
夜勤職員配置加算（Ⅰ） *	13	2,824	26.5%	925.1	25.1%	12,027
夜勤職員配置加算（Ⅱ） *	18	2,698	25.3%	866.1	23.5%	15,589
夜勤職員配置加算（Ⅲ） *	15	1,235	11.6%	399.6	10.8%	5,993
夜勤職員配置加算（Ⅳ） *	20	496	4.7%	151.3	4.1%	3,025
認知症行動・心理症状緊急対応加算 *	200	2	0.0%	0	0.0%	3
若年性認知症利用者受入加算 *	120	64	0.6%	0.9	0.0%	109
送迎加算	184	9,804	92.0%	634.4	17.2%	116,719
緊急短期入所受入加算 *	90	1,293	12.1%	15	0.4%	1,352
長期利用者減算 *	-30	7,680	72.1%	1,361.6	37.0%	-40,849
療養食加算	8	1,046	9.8%	159.4	4.3%	1,275
在宅中重度者受入加算 イ *	421	3	0.0%			
在宅中重度者受入加算 ロ *	417	0	0.0%			
在宅中重度者受入加算 ハ *	413	6	0.1%			
在宅中重度者受入加算 ニ *	425	17	0.2%			
認知症専門ケア加算（Ⅰ） *	3	91	0.9%	16.5	0.4%	49
認知症専門ケア加算（Ⅱ） *	4	22	0.2%	5.2	0.1%	21
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） *	22	2,579	24.2%	841.9	22.8%	18,522
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） *	18	3,548	33.3%	1,130.5	30.7%	20,349
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） *	6	3,024	28.4%	1,125.8	30.6%	6,754
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	83/1000	9,798	91.9%	271.5	7.4%	241,899
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	60/1000	476	4.5%	11.1	0.3%	7,080
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	33/1000	220	2.1%	4.2	0.1%	1,646
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	27/1000	5,675	53.3%	151	4.1%	42,616
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	23/1000	3,670	34.4%	107.5	2.9%	27,104

- ※ \* は日数を算定 ※ 介護予防短期入所生活介護は含まない。
- ※ 算定事業所数：国保連合会保有給付実績情報について任意集計を実施。
- ※ 算定率（事業所ベース）：各加算算定事業所数／短期入所生活介護算定事業所数
- ※ 算定回数・日数：介護給付費実態統計（月報・第9表／令和4年3月サービス提供分）
- ※ 算定率（回数・日数ベース）：各加算算定回数・日数／短期入所生活介護算定総回数

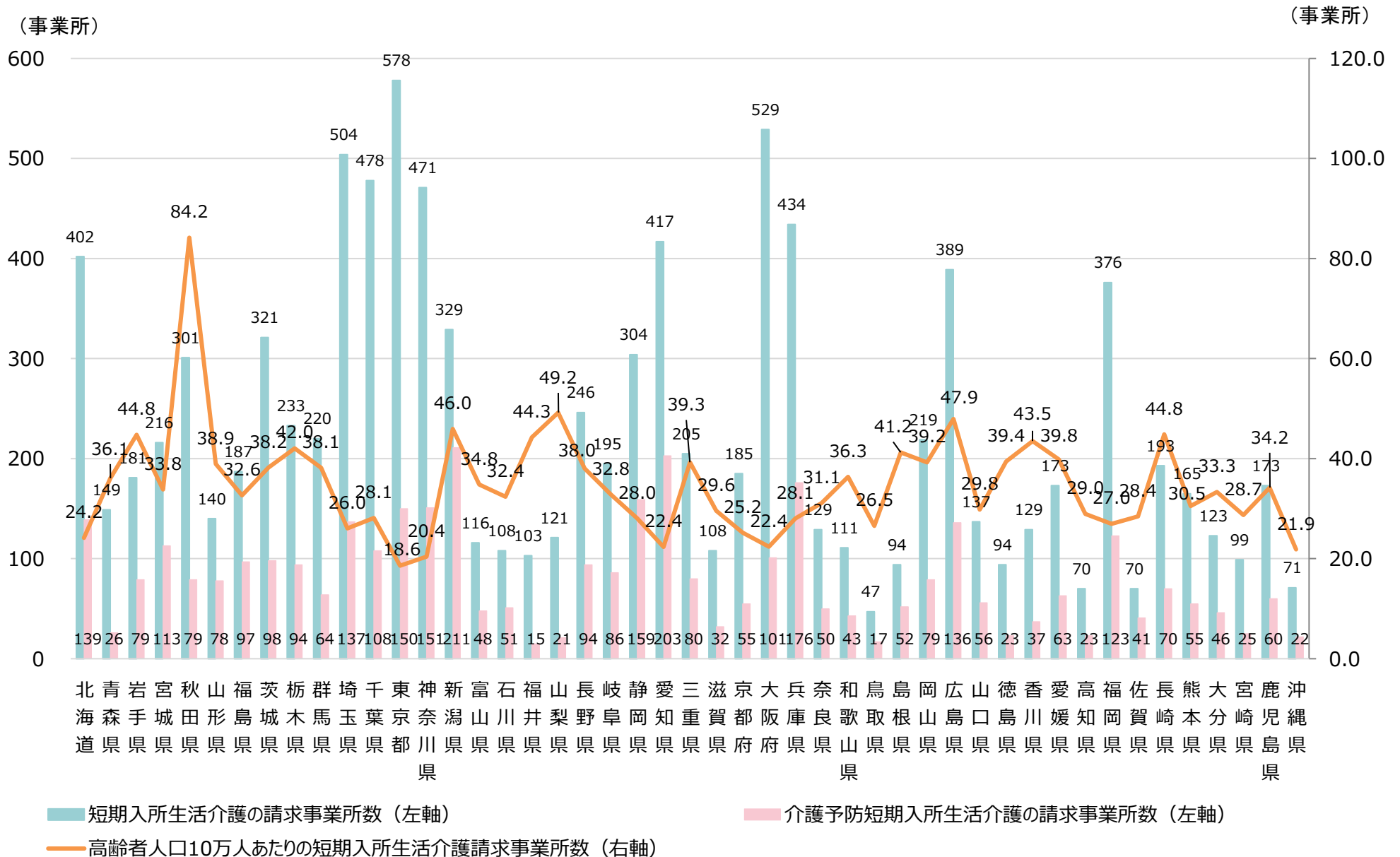
# 短期入所生活介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

# 短期入所生活介護の請求事業所数(都道府県別)

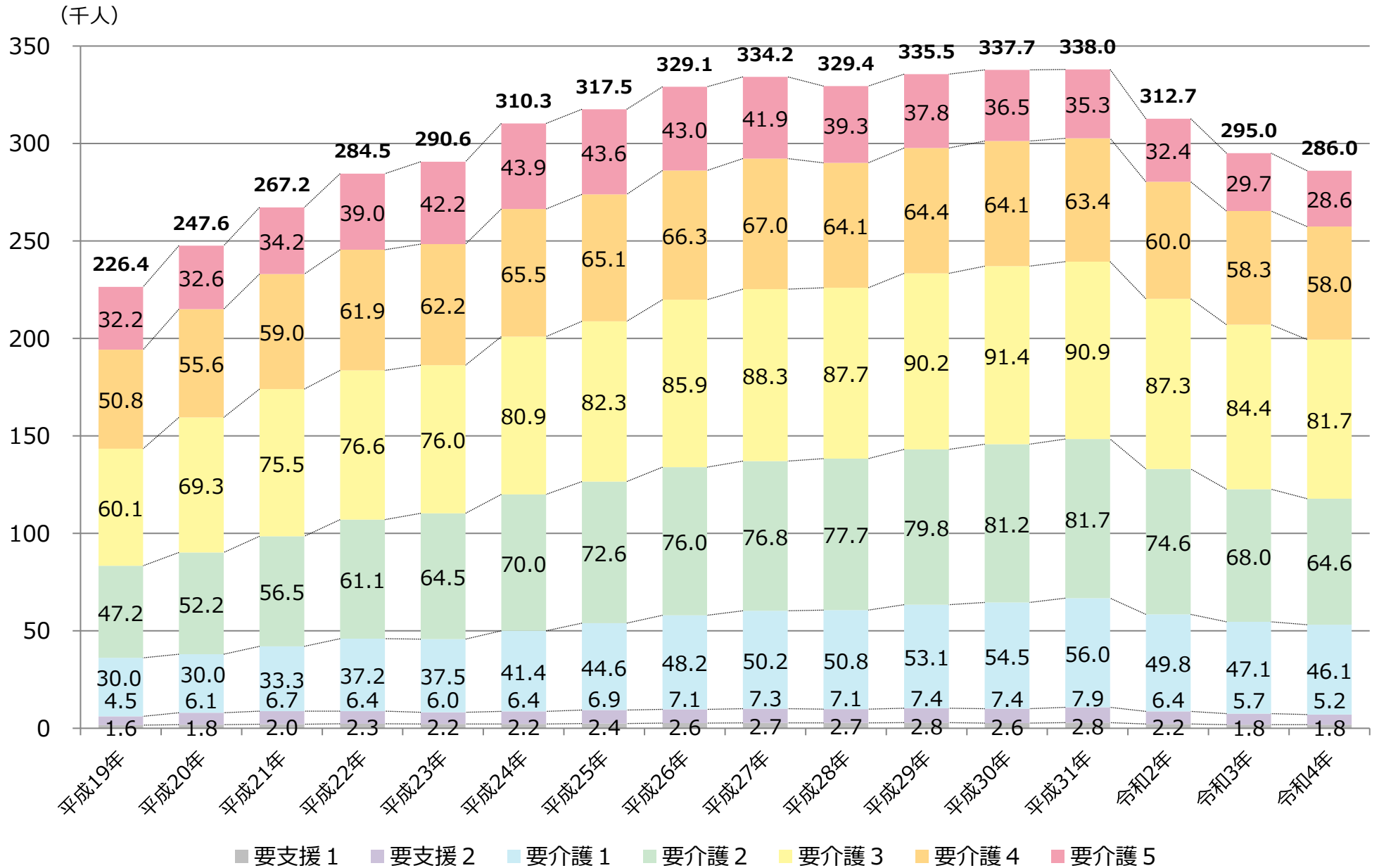


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分)  
 高齢者(65歳以上)人口：令和2年国勢調査



# 短期入所生活介護の要介護度別受給者数

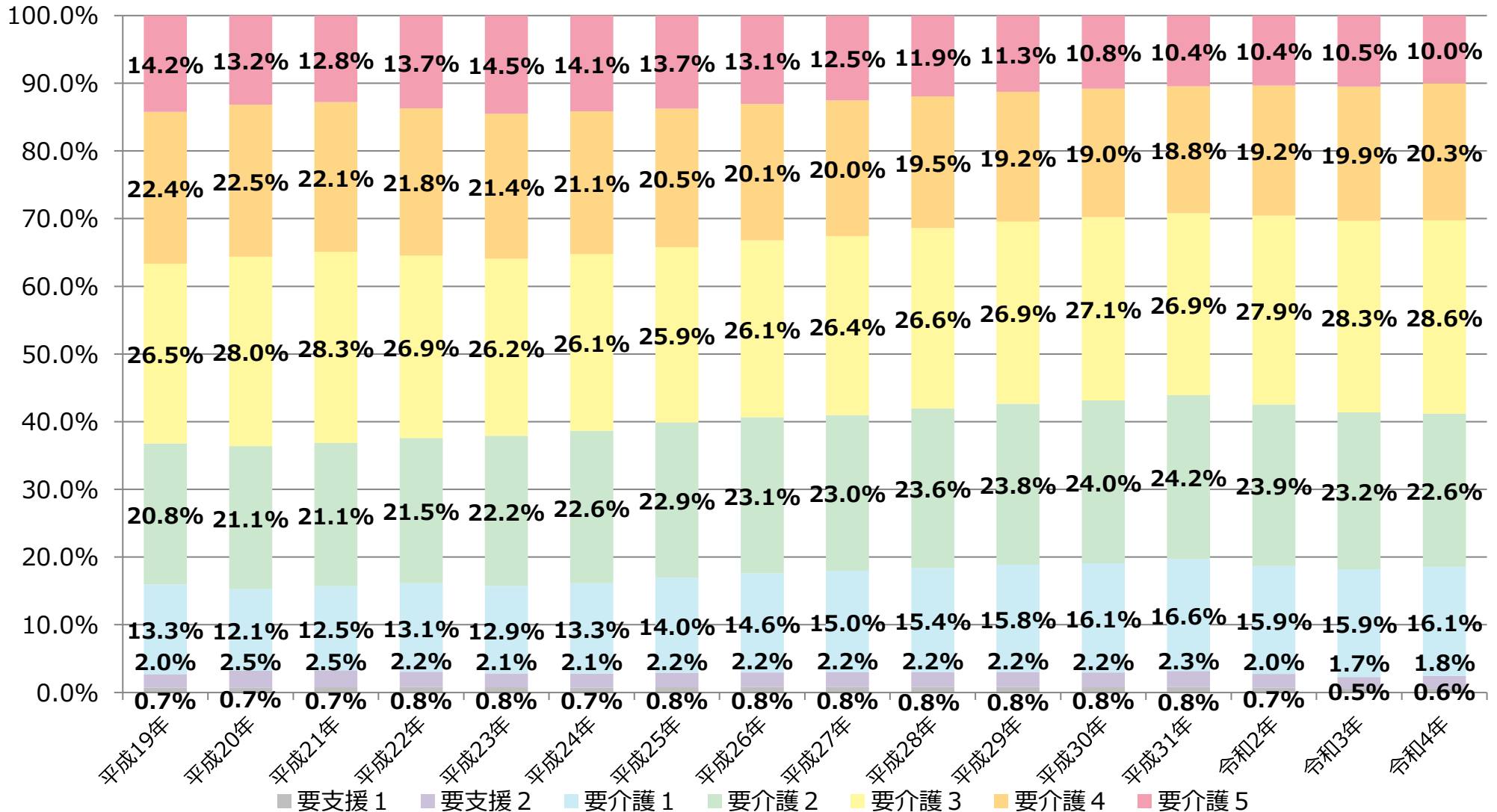


※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

# 短期入所生活介護の要介護度別受給者割合

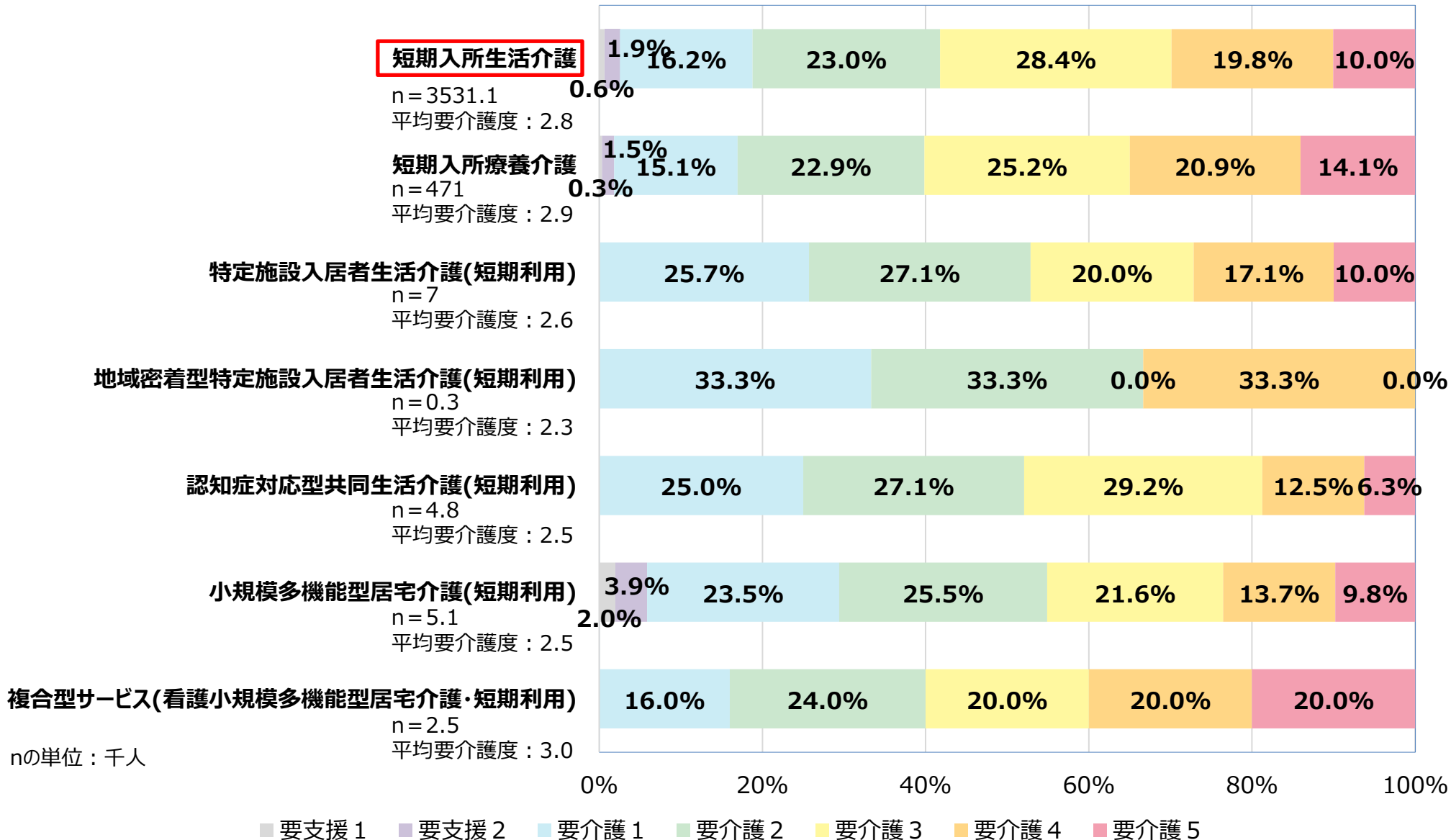
- R4の要介護度別の利用割合は、要介護1、2が約40%、要介護3～5が約60%で平均要介護度は2.8である。
- 要介護3～5の割合は6割前後だが、その中でも要介護5の利用者の割合は減少し、要介護3・4の利用割合が増えている。



※要支援は0.375として要介護度を計算。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

# 短期入所系サービスの要介護度割合



※ 平均要介護度の算出にあたり、要支援 1・2 は0.375として計算している。

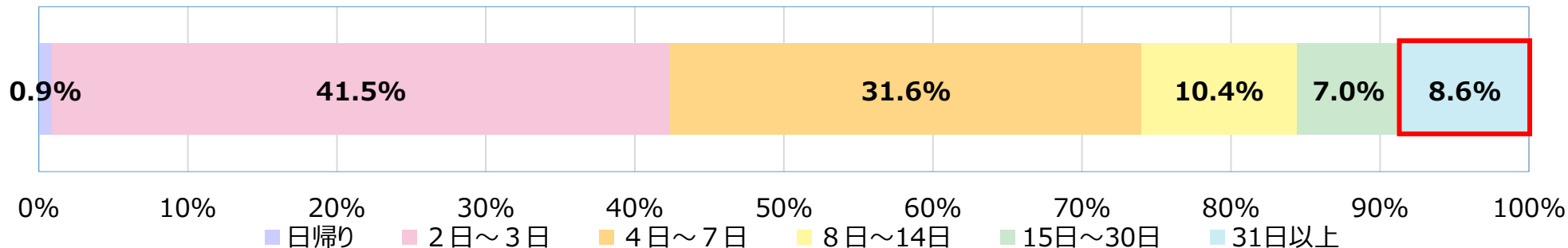
【出典】 令和3年度介護給付費等実態統計報告（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）

# 短期入所生活介護 連続利用日数別利用者数

○ 令和元年度調査の「31日以上」の利用者割合は8.6%、令和4年度調査の「31日以上」の利用者割合は10.6%となった。

## 令和元年度調査

n = 39,375 (数値回答)

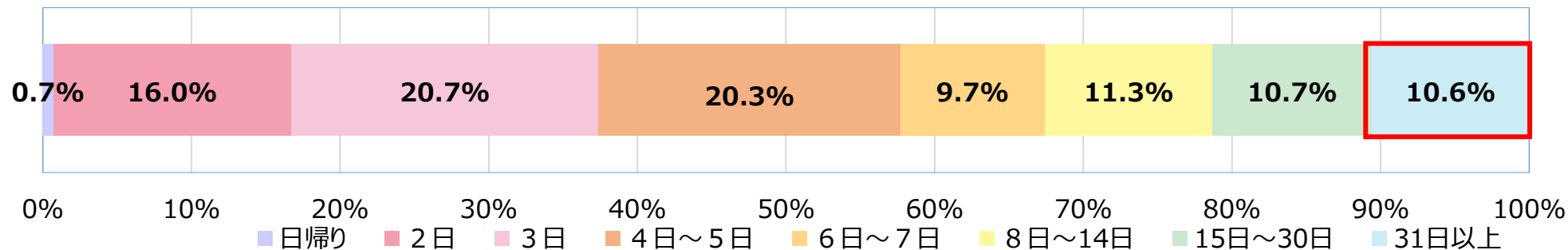


令和元年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業」報告書 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング) (抜粋)



## 令和4年度調査

n = 30,694 (数値回答)



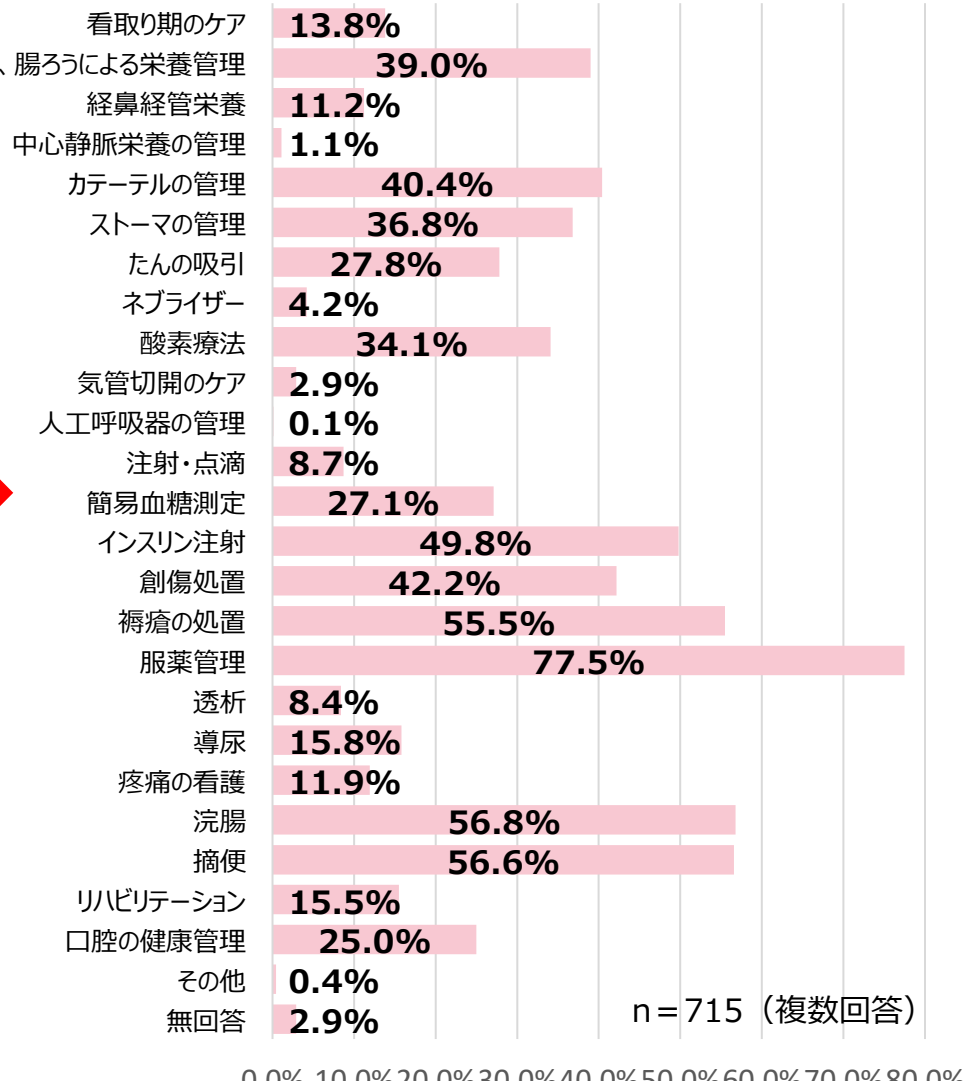
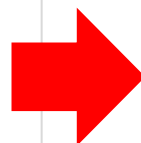
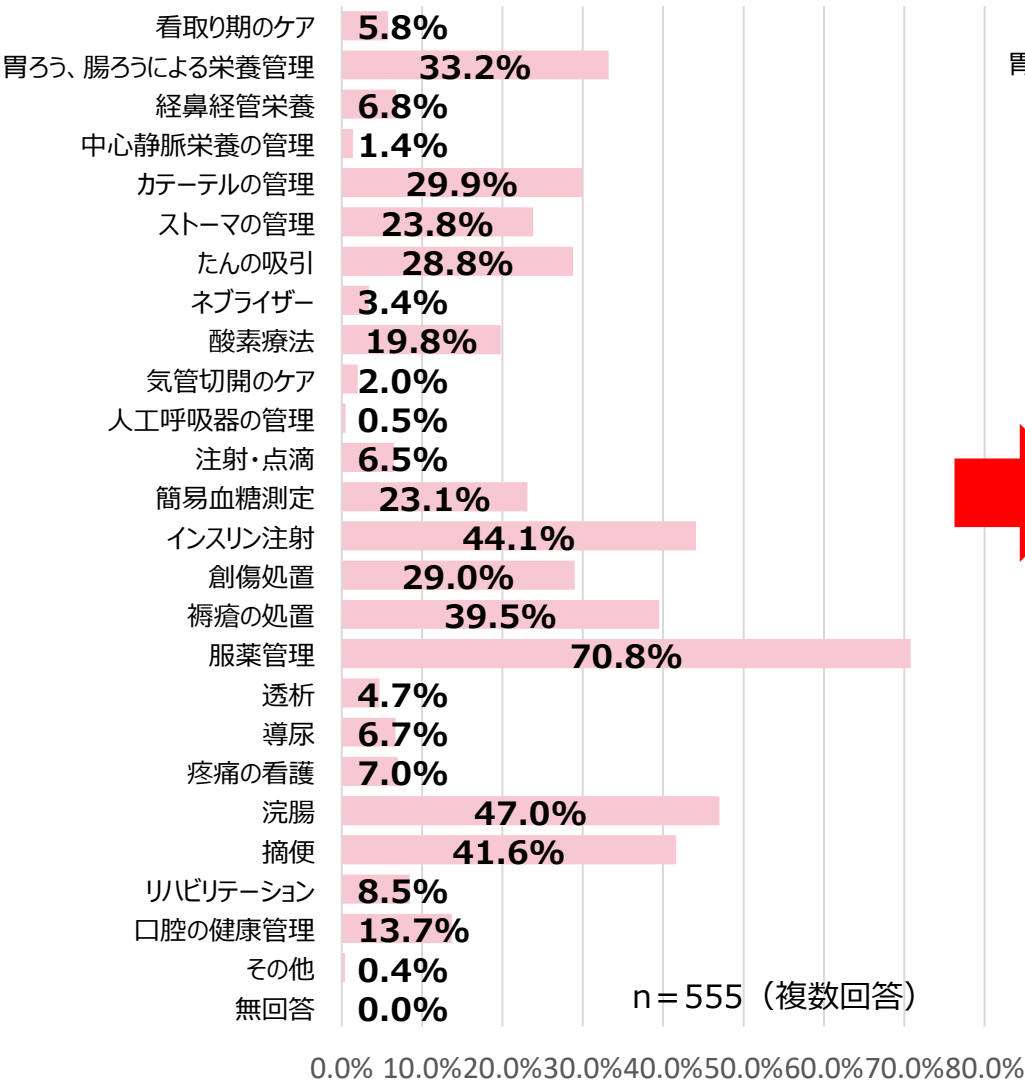
令和4年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるサービス提供のあり方に係る調査研究事業」(事業所票) (三菱UFJリサーチ&コンサルティング) (抜粋)

# 短期入所生活介護 医療的ケアの必要な利用者の対応内容

○ 医療的ケアの必要な利用者への対応内容について、令和元年度の同様の調査と比べて全体的に医療的ケアの対応割合が高まっている。

## 令和元年度調査

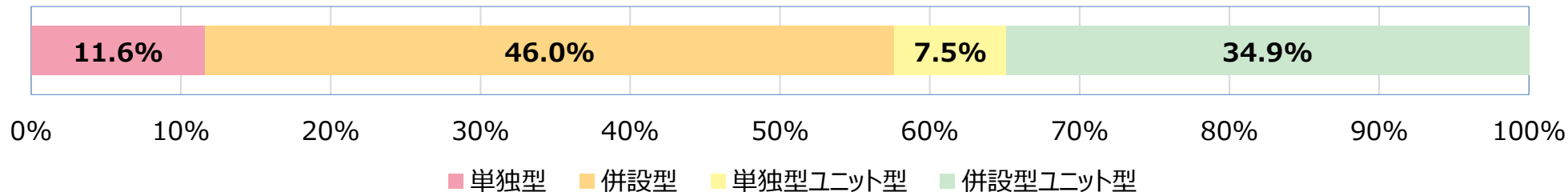
## 令和4年度調査



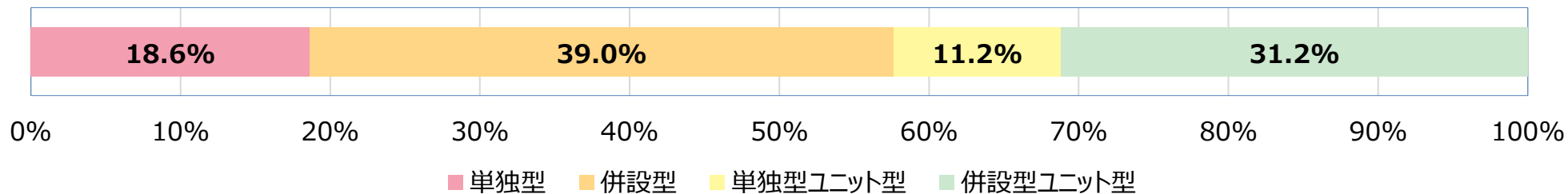
# 短期入所生活介護の類型別事業所数・利用者数割合

- 類型別の事業所数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型あわせて約8割となっている。
- 類型別の請求件数、請求単位数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型が約7割となっている。

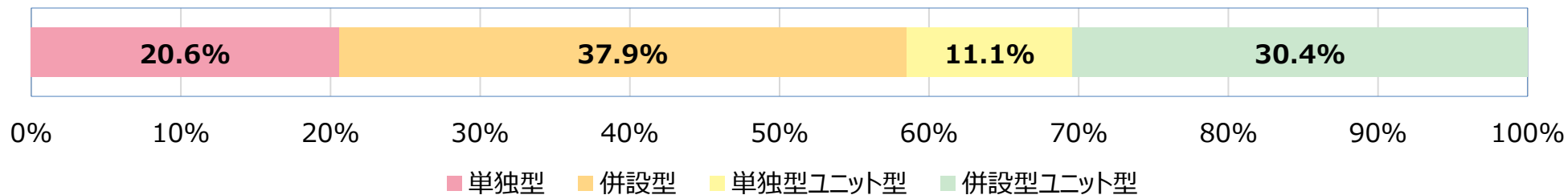
## 類型別事業所数



## 類型別請求件数

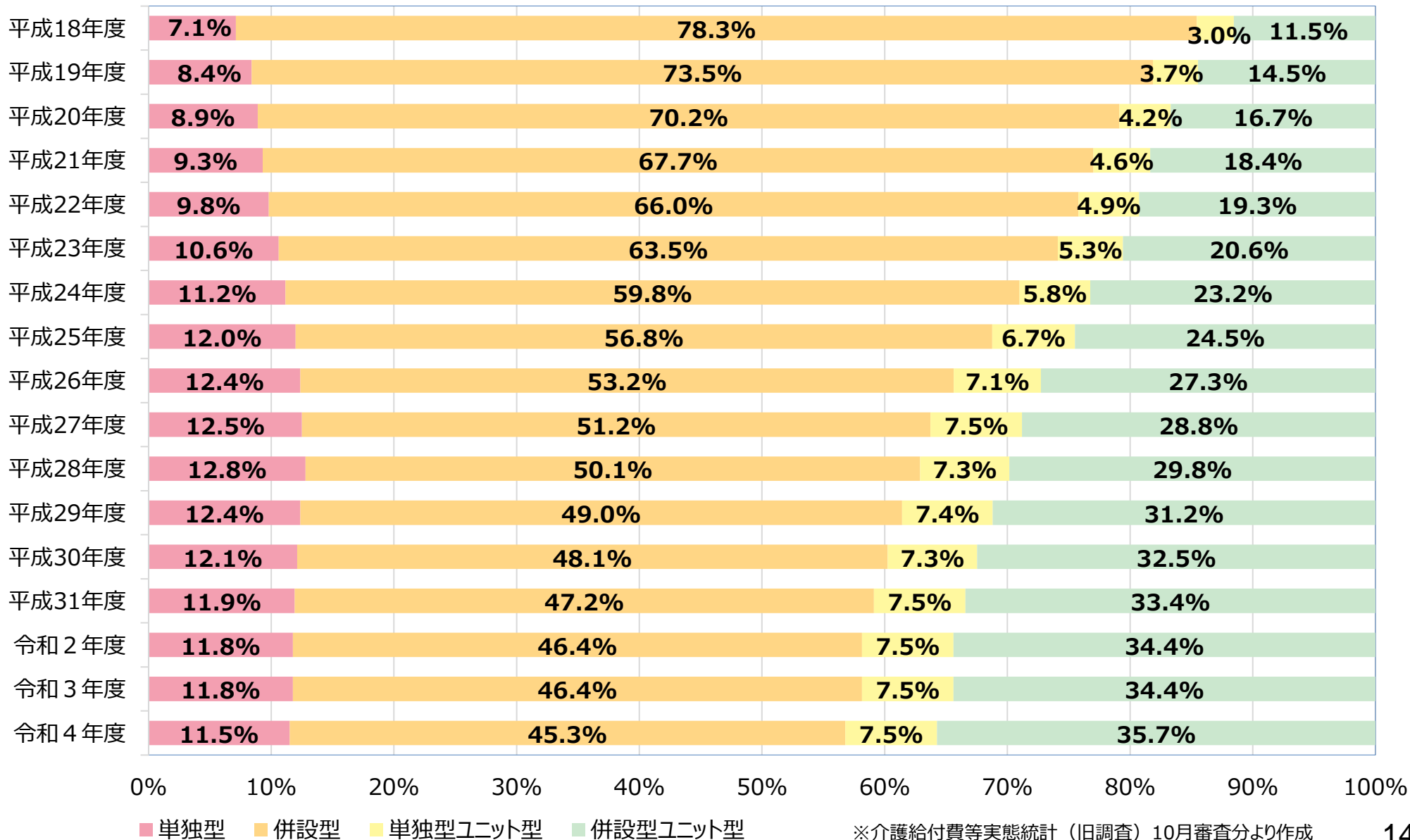


## 類型別請求単位数



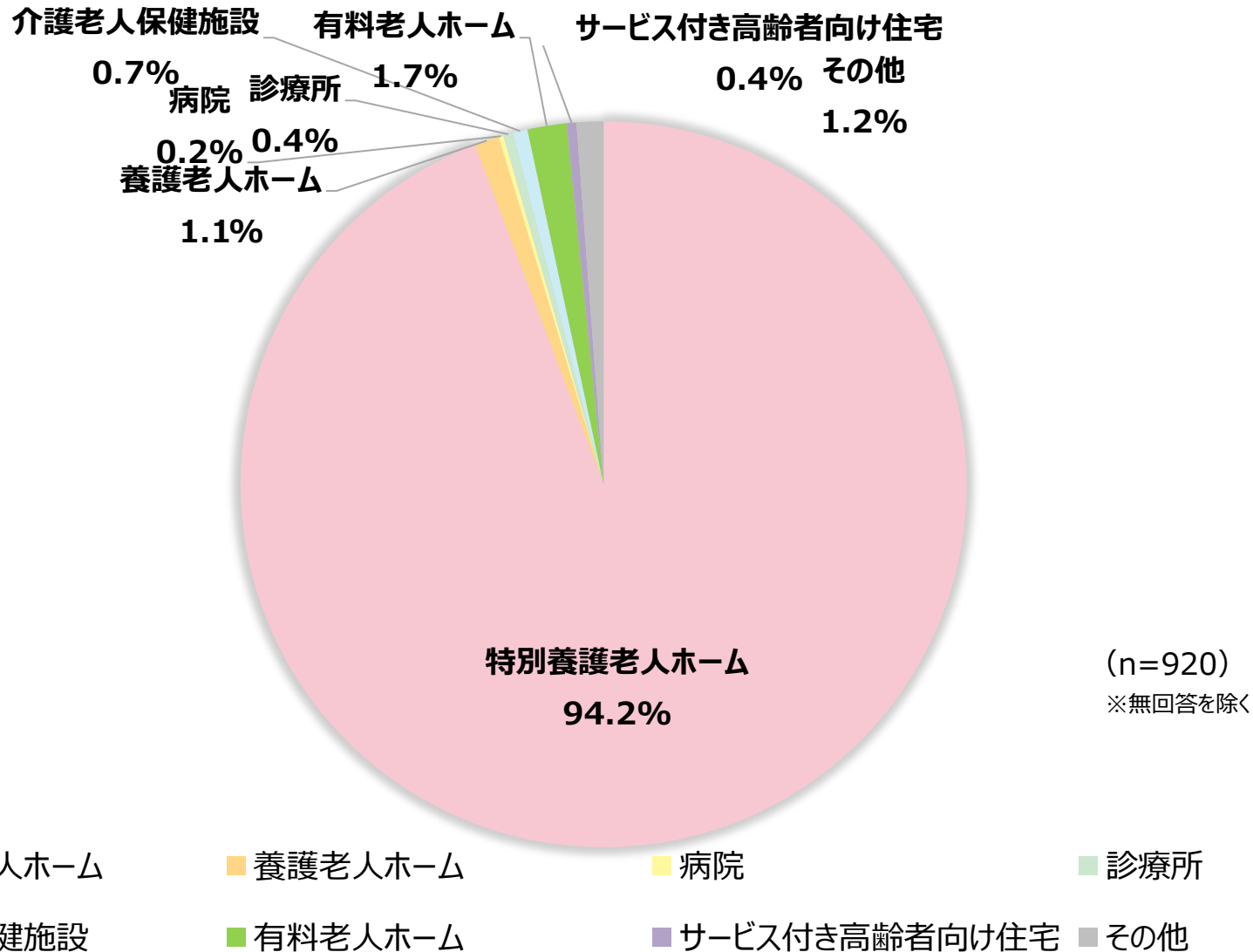
# 短期入所生活介護の類型別事業所割合

○ 各年度の類型別の事業所数の割合をみると、平成18年度と比べて単独型・単独型ユニット型が占める割合は約1.8倍となっている。



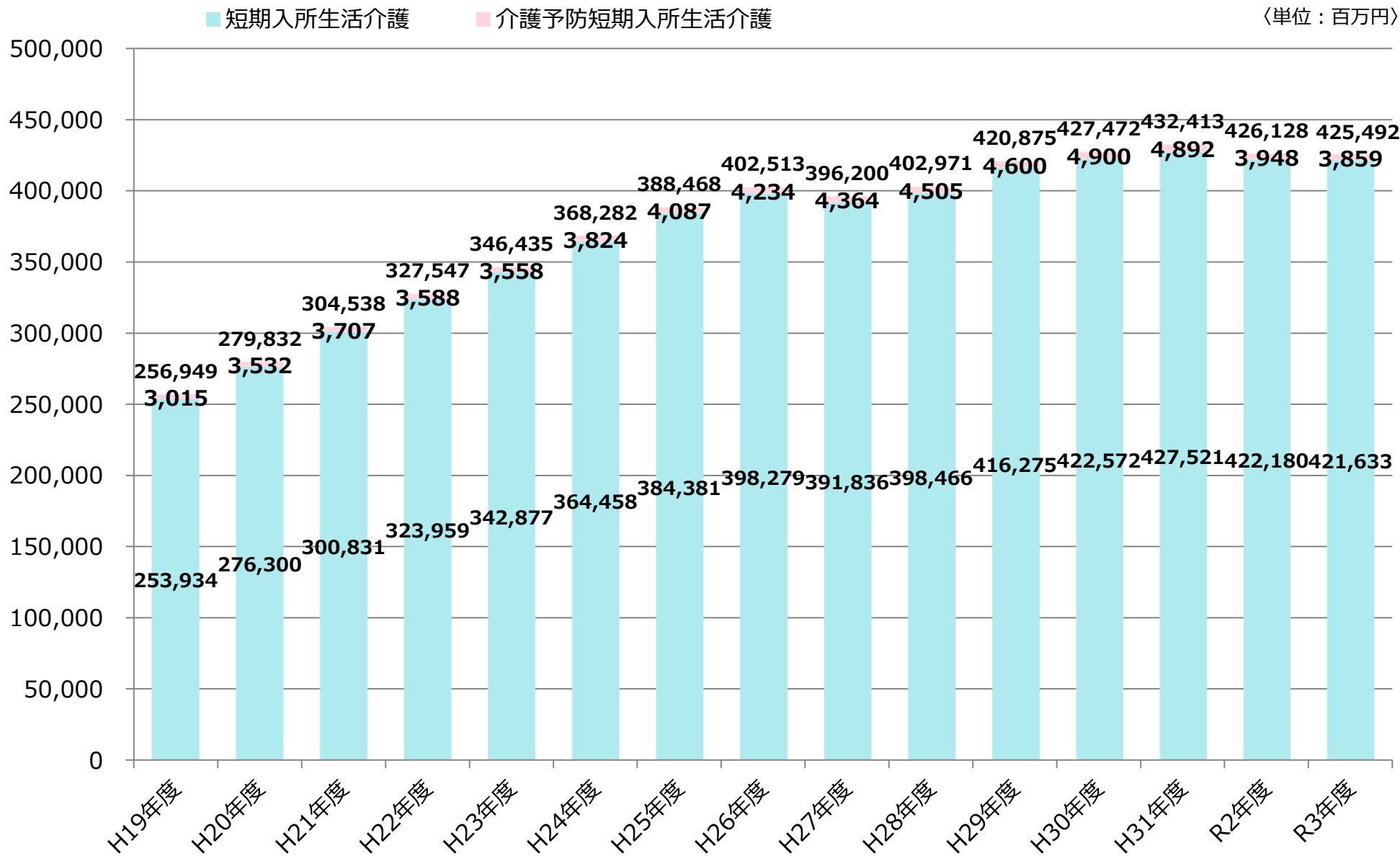
# 併設型短期入所生活介護の本体施設の種類

○ 併設型短期入所生活介護の本体施設は特別養護老人ホームが9割以上を占めている。

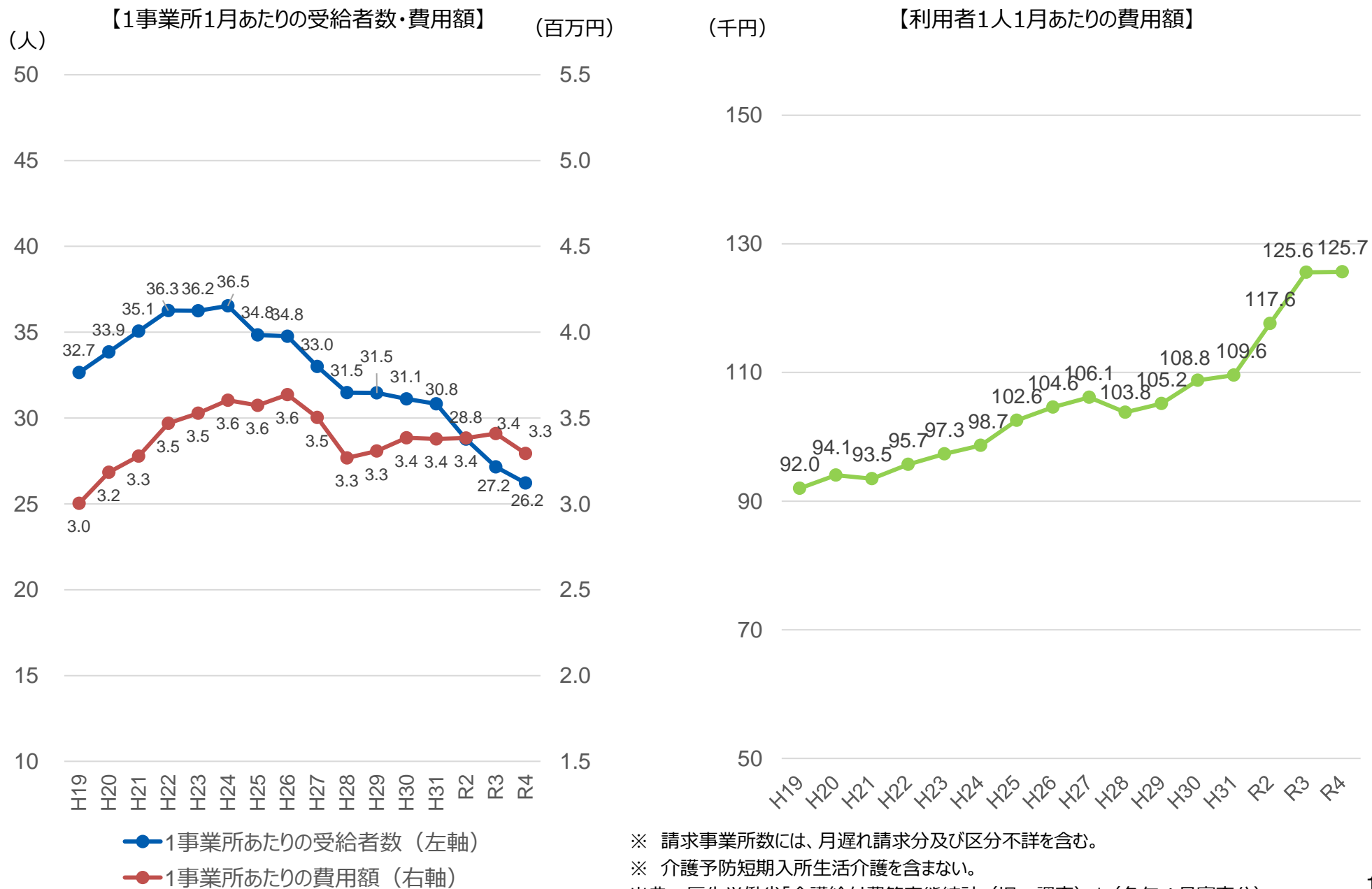




# 短期入所生活介護の費用額



# 短期入所生活介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額



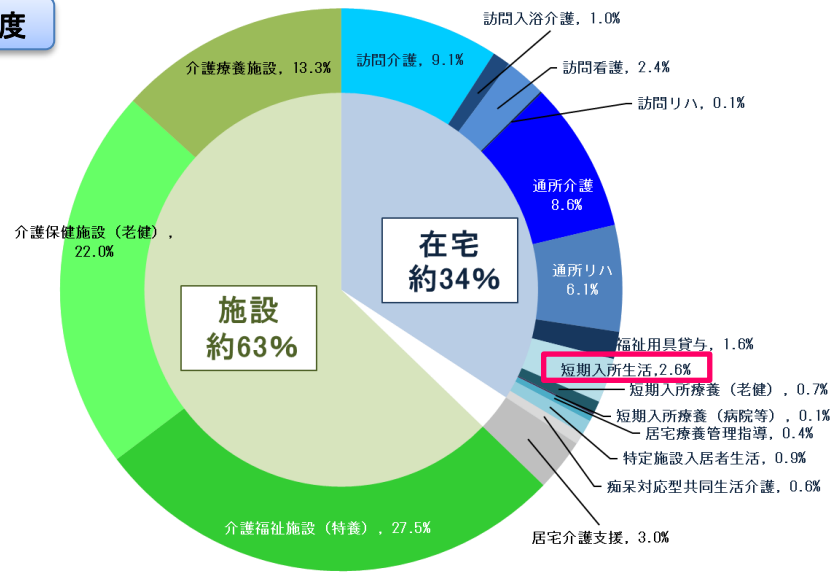
※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※ 介護予防短期入所生活介護を含まない。

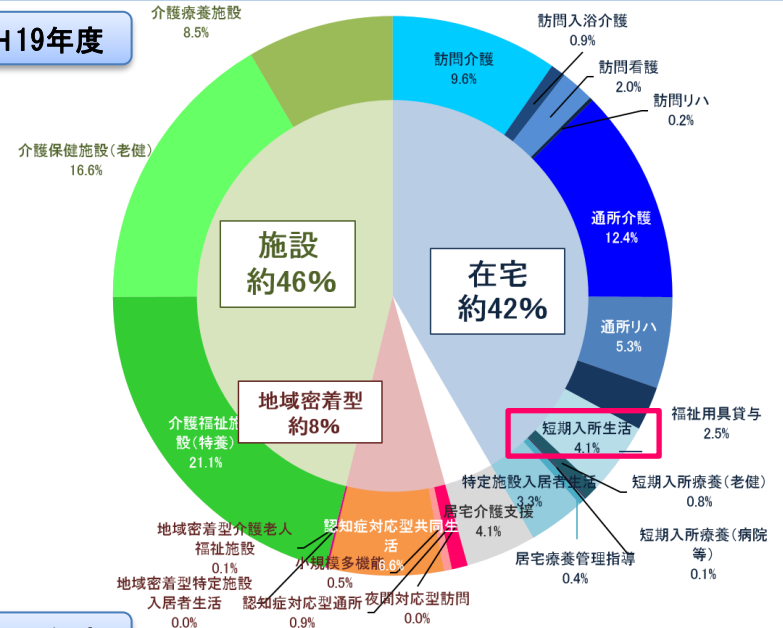
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

# サービス種類別介護費用額割合の推移

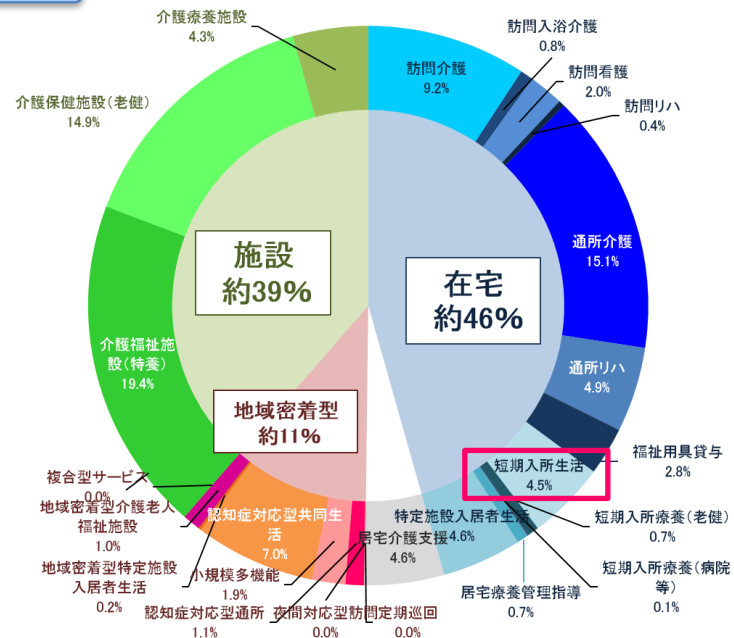
H13年度



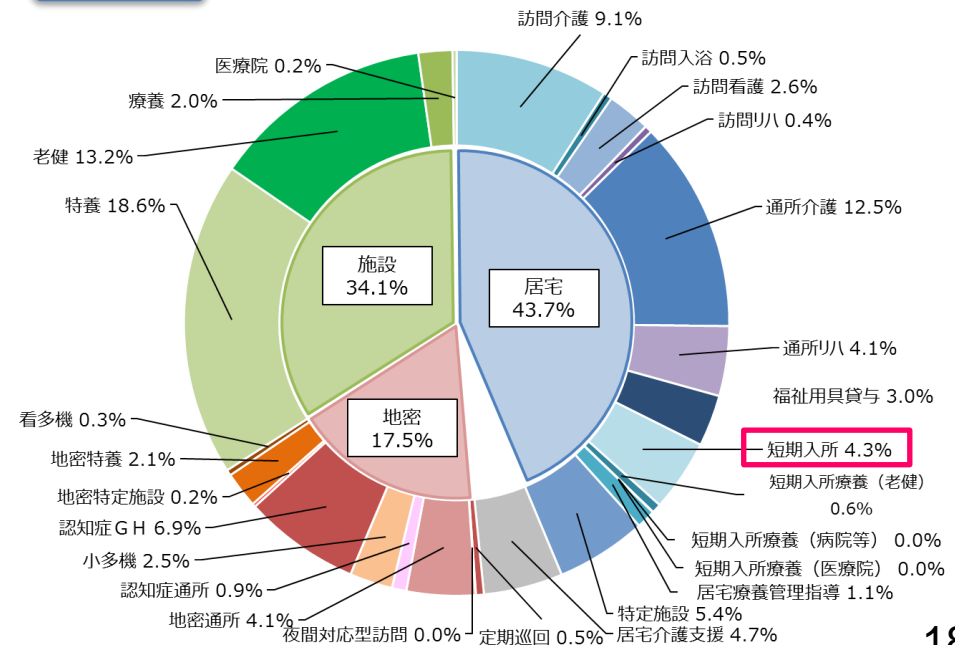
H19年度



H24年度



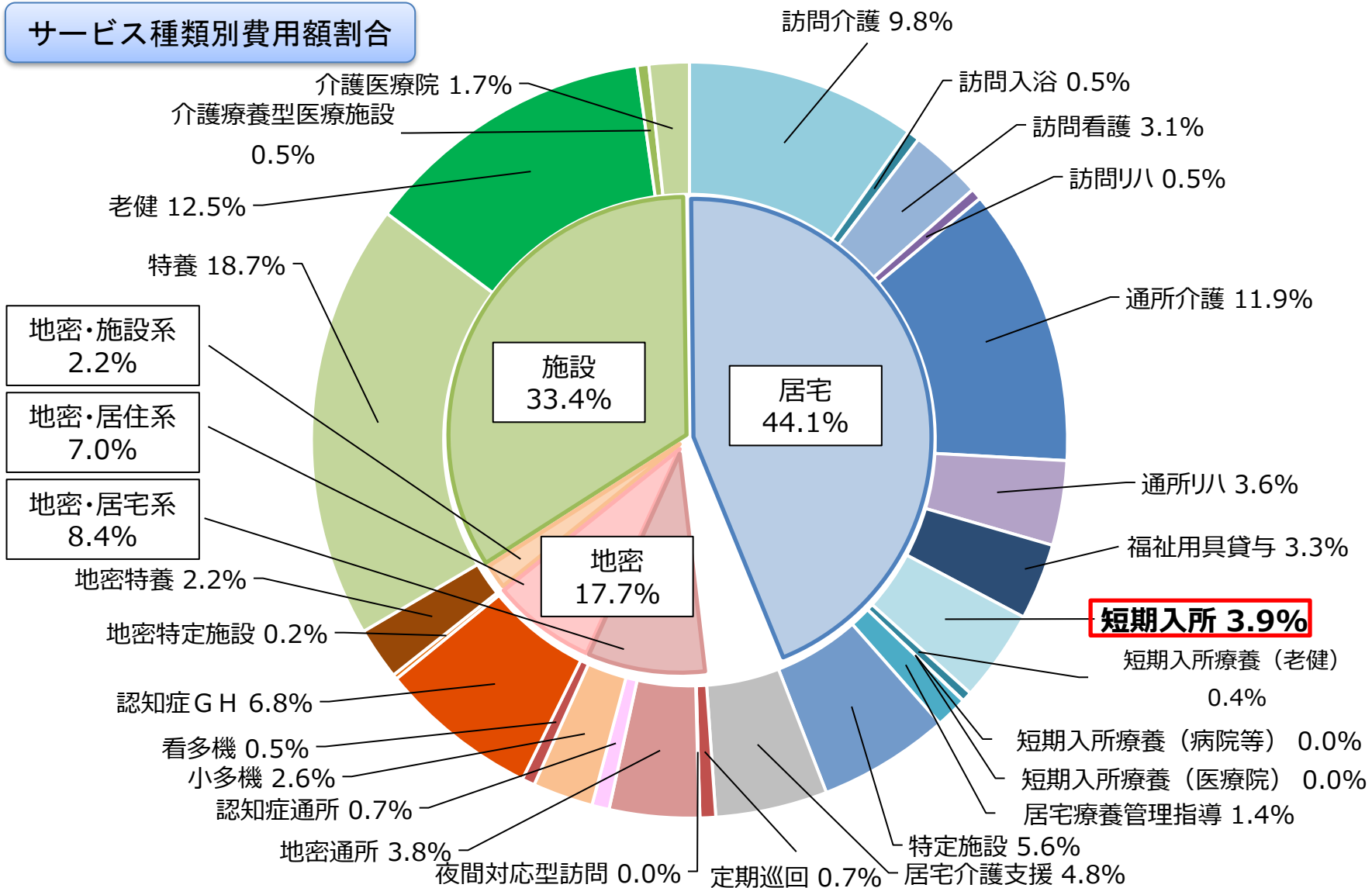
H30年度



(出典)介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

# 介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」  
 (注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。  
 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。  
 (注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))  
 (注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
特定施設入居者生活介護	604,219	5,910	
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
		計	1,898,795
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
		計	3,595,326
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

# 短期入所生活介護の経営状況

○ 短期入所生活介護の収支差率は3.3%となっている。

## ■ 居宅サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査	令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
訪問介護	2.6% (2.3%)	6.9% <6.3%> (6.4%)	6.1% <5.8%> (5.5%)
訪問入浴介護	3.6% (2.7%)	6.4% <6.1%> (4.7%)	3.7% <3.6%> (2.5%)
訪問看護	4.4% (4.2%)	9.5% <9.0%> (9.1%)	7.6% <7.2%> (7.1%)
訪問リハビリテーション	2.4% (1.9%)	0.0% <△1.1%> (△0.4%)	0.6% <△0.4%> (0.2%)
通所介護	3.2% (2.9%)	3.8% <3.2%> (3.5%)	1.0% <0.7%> (0.7%)
通所リハビリテーション	1.8% (1.4%)	1.6% <0.9%> (1.3%)	0.5% <△0.3%> (0.2%)
<b>短期入所生活介護</b>	<b>2.5%</b> <b>(2.3%)</b>	<b>5.4%</b> <b>&lt;4.9%&gt;</b> <b>(5.3%)</b>	<b>3.3%</b> <b>&lt;3.2%&gt;</b> <b>(3.3%)</b>
特定施設入居者生活介護	3.0% (1.9%)	4.6% <4.4%> (3.6%)	4.0% <3.9%> (3.1%)

※令和4年度決算は調査中

注：括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

( )内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

# 短期入所生活介護の収支差率等

○ 短期入所生活介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は3.3%（※）となっており、金額ベースでは15.1万円。 ※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

## 11 短期入所生活介護

	令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		(参考) 令和元年度概況調査	
	令和元年度決算	令和2年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算
I 介護事業収益						
1 (1)介護料収入	3,545	3,506	3,465	3,465	3,603	
2 (2)保険外の利用料	1,019	1,044	1,059	1,059	983	
3 (3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	7	13	8	8	7	
4 (4)介護報酬査定減	-2	-2	-2	-2	-1	
II 介護事業費用						
5 (1)給与費	2,915	2,851	2,890	2,890	2,947	64.1%
6 (2)減価償却費	268	245	246	246	289	6.3%
7 (3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-65	-64	-61	-61	-76	
8 (4)その他	1,276	1,227	1,243	1,243	1,220	26.6%
9 うち委託費	311	296	292	292	266	5.8%
III 介護事業外収益						
10 (1)借入金補助金収入	2	2	4	4	3	
11 IV 介護事業外費用						
12 (1)借入金利息	22	21	20	20	32	
V 特別損失						
13 (1)本部費繰入	45	60	51	51	29	
14 収入 ①=I+III	4,572	4,563	4,533	4,533	4,596	
15 支出 ②=II+IV+V	4,460	4,339	4,388	4,388	4,440	
16 差引 ③=①-②	112	224	145	145	155	3.4%
17 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	-	22	6	6	-	
18 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'	-	246	151	151	-	
19 法人税等	6	5	2	2	3	0.1%
20 法人税等差引 ④=③'-法人税等	107	241	148	148	152	3.3%
有効回答数	785	341	341	341	348	

※ 比率は収入に対する割合である。  
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。  
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

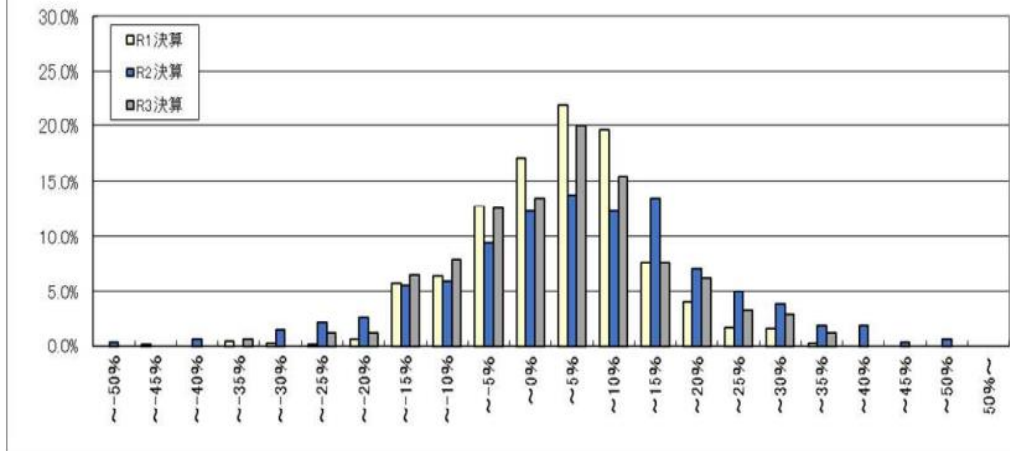
21 a 設備資金借入金元金償還金支出	147	155	144	146
22 b 長期運営資金借入金元金償還金支出	26	60	33	41
23 参考:(④+II(2)+II(3))-a+b	137	206	156	177

24 定員	15.5人	15.0人	16.6人
25 延べ利用者数	356.9人	348.2人	371.1人
26 常勤換算職員数(常勤率)	9.1人 80.8%	8.3人 81.1%	9.0人 79.8%
27 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	7.1人 82.1%	6.5人 82.7%	7.0人 80.5%
常勤換算1人当たり給与費			
28 看護師	395,256円	409,059円	391,959円
29 准看護師	345,352円	359,282円	369,665円
30 介護福祉士	349,081円	380,533円	349,557円
31 介護職員	327,897円	356,351円	335,456円
32 看護師	337,266円	390,046円	357,136円
33 准看護師	300,370円	358,030円	312,411円
34 介護福祉士	274,761円	297,719円	279,474円
35 介護職員	250,023円	280,940円	266,660円

利用者1人当たり収入			
36 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	12,811円	13,020円	12,384円
37 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-	13,037円	-
38 利用者1人当たり支出	12,496円	12,604円	11,966円
39 常勤換算職員1人当たり給与費	328,703円	351,666円	336,344円
40 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	320,464円	348,327円	329,001円
41 常勤換算職員1人当たり利用者数	39.1人	41.9人	41.4人
42 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	50.1人	53.8人	53.3人

## 収支差率分布

短期入所生活介護 収支差率分布



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
短期入所生活介護 (税引前)平均	3.4%	2.5%	5.4%	3.3%
短期入所生活介護 (税引後)平均	3.3%	2.3%	5.3%	3.3%
サービス全体 (税引前)平均	3.1%	2.4%	3.9%	3.0%

# 第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度  
実績値 ※1

令和5(2023)年度  
推計値 ※2

令和7(2025)年度  
推計値 ※2

令和22(2040)年度  
推計値 ※2

## ○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
<b>在宅介護</b>	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
<b>居住系サービス</b>	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
<b>介護施設</b>	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

- ※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。  
在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。  
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。  
デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。  
ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。  
居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。  
なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。



1. 短期入所生活介護の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 現状と課題及び論点

# 短期入所生活介護(令和3年度介護報酬改定)

## 改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑫ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑬ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑮ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑯ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

# 4.(2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

## 概要

【短期入所生活介護★】

- (介護予防) 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】

## 基準・算定要件等

- 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るため、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること）を求めることとする。
- 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。）
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

1. 短期入所生活介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容



3. 現状と課題及び論点

# 短期入所生活介護の現状と課題

## <現状と課題>

- 短期入所生活介護は、利用者が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- 報酬については、事業所の設置形態により「単独型」「併設型」「空床利用型」に区分され、また居室の形態により、「従来型個室」「多床室」「ユニット型個室」「ユニット型個室的多床室」に区分されており、設置形態・居室の形態に応じて、要介護度別に基本報酬が設定されている。
- 報酬水準については、併設型の場合は、本体施設と一体的な運用を前提として人員基準や設備基準が一部緩和されていることから、単独型の場合よりも基本報酬が低く設定されている。
- 請求事業所数は、平成31年度まで増加傾向にあったが、その後は横ばいである。
- 受給者数は、平成27年度までは増加傾向にあったが、平成31年度までは横ばい、その後新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、減少傾向にある。
- 費用額は、微増減を繰り返しながら平成31年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 要介護度別受給者数は、要介護3の利用者が最も多く、次いで要介護2の利用者が多い。
- 収支差率は、令和3年度決算においては3.3%（対令和2年度比△2.1%）であった。

# 短期入所生活介護の論点

<論点>

- 短期入所生活介護について、その機能・役割を踏まえつつ、利用者における多様なニーズに応じたサービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。